

**「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」
に対して寄せられた意見の概要**

- 意見募集の結果、団体・個人等から 13 通の意見が寄せられた。なお、団体等の略称は括弧内のとおりである。
裁判所、日本弁護士連合会（日弁連）、大阪弁護士会（大阪弁）、成蹊大学法務研究科（成蹊大学）、広島大学大学院法務研究科（広島大学）、立命館大学法学部民事法研究会有志（立命館大学）
- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】の項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその一部の概要を紹介している。また、その他の意見については【その他の意見】としてその概要を紹介している。

総論的事項について

(1) 立法の必要性について

- ・ 現行の人事訴訟法及び家事事件手続法には国際裁判管轄についての明文の規定が存在せず、また、国際裁判管轄に関する多国間条約が作成される見込みもない。現在の実務は、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って国際裁判管轄の有無を決定しているが、その基準は不明確である。社会経済の国際化に伴い、国境を越えた人の動きが多くなっているため、国際裁判管轄に関する明確な基準を整備する必要性は高い。そのため、国際裁判管轄に関する規定を整備することに賛成する。(大阪弁)
- ・ 人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄については、従来ほとんど明文の規定が存在せず、条理によって判断されてきたが、その条理の内容については判例の蓄積があるため、これを考慮すべきである。例えば、離婚事件については、最高裁判所昭和 37 年(ワ)第 449 号同 39 年 3 月 25 日大法廷判決(以下「昭和 39 年判決」という。)・民集 18 卷 3 号 486 頁があるから、よほどの必要性がなければ、昭和 39 年判決で示された内容をそのまま立法化すべきである。(個人)

(2) 単位事件類型の捉え方について

- ・ 準拠法が外国法となる場合に備える必要があるとはいえ、第一次的には日本法の適用を網羅することができる国際裁判管轄規定を設けるべきである。試案の提示する「単位事件類型」は極めて曖昧であり、人事訴訟法及び家事事件手続法に規定された類型との対応関係が不明確となっている。(個人)

(3) 規定の置き方について

- ・ 財産関係の国際裁判管轄の規定は、民事訴訟法を一部改正する方法により置かれた。人事訴訟事件及び家事事件についても、人事訴訟法と家事事件手続法に国際裁判管轄の規定を追加する一部改正をすべきである。また、家事事件については、その事件類型が多様であるから、原則規定を設けるとともに、個々の事件類型ごとに国際裁判管轄の規定を設けるべきである。(広島大学)
- ・ 今般の国際裁判管轄法制の在り方についてであるが、家事事件一般について、実体の準拠法が外国法である場合も、手続は法廷地法によるのであるから、類似の事件に関する日本法の手続規定が類推適用されるべきであり、従来の実務はそうにしてきたことから、まずは、実体の準拠法が日本法である場合について網羅的に国際裁判管轄規定を設けるべきである。また、裁判例や学説の蓄積がないことを理由として一部の事件類型について国際的

裁判管轄規定を設けないものとする、そのような事件類型については、将来においても裁判例や学説の蓄積を期待することができないのであるから、規定の欠缺が放置されたままとなる、理論的にも土地管轄の前に国際的裁判管轄が判断されるべきであるにもかかわらず、一部の事件類型について国際的裁判管轄規定が欠缺するのでは法律の体系が著しく損なわれる。家事事件手続法上土地管轄の規定が設けられている事件類型については、土地管轄規定の前に国際的裁判管轄規定を置くべきである。(個人)

第 1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律

1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（注4）の住所（注5）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しているとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき（注8）

（注1）単位事件類型としての「婚姻・離婚に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第1号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

なお、婚姻・離婚に関する訴えのうち、離婚の訴えに特有の規律を設ける必要があるか否か及びその内容について、引き続き検討する。

（注2）婚姻・離婚に関する訴えのうち、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地にも管轄を認めるか否かにつき、引き続き検討する。

(注3)【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注4) 第三者の提起する婚姻取消しの訴え（民法第744条第1項等）など、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合（人事訴訟法第12条第2項参照）については、後記第2の2の併合管轄に係る①の規律で対応することを想定している。

(注5)【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6)【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7)【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(注8)【乙案】③は、第三者の提起する婚姻取消しの訴えなど、身分関係の当事者以外の者が訴えを提起する場合を想定した規律である。このような規律の要否は、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえて、引き続き検討する。

(1) 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 昭和39年判決及び昭和39年判決に従うその後の下級審裁判例があり、それに従うべきである。（裁判所ほか）
- ・ 被告の応訴負担を考慮すべきである。そして、【甲案】②から④までを付加することによって、（当該訴えに係る身分関係の当事者である）原告の適正・迅速な裁判を受ける権利と被告の応訴負担とのバランスを取ることができる。（裁判所）
- ・ 原告の住所地であるというだけで国際裁判管轄を肯定することは、受動的立場に立たされる被告の利益を無視するものである。（個人）

【乙案に賛成】大阪弁、立命館大学（ただし、一部修正の上【甲案】に賛成する意見あり）

- ・ 当事者（原告）の便宜に適い、また、管轄の有無の判断が明確に定まる（【甲

案】では、④の不明確さが残る。) から、【乙案】を採用すべきである。日本の裁判所の判決が外国において承認されない結果、国際的に不統一な身分関係が生じやすいという指摘があるが、当事者にとっては、自らの生活の本拠地における効力が問題であるから、国際的に不統一な身分関係の発生防止という観点は必ずしも重視すべきではない。なお、当事者（原告）が国際的に不統一な身分関係の発生を回避しようと思えば、被告の住所地のある国の裁判所で訴訟を提起することで足りる。(大阪弁)

- ・ 【乙案】の方が日本で訴えを提起できるか否かが明確であり、日本の弁護士も事件の受任がしやすい。実質法レベルの破綻主義を国際裁判管轄法制にも反映すべきである。また、家族法領域では、原告と被告とを同等に扱うべきである。(立命館大学)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)
- ・ 【甲案】①は、鏡像理論（間接管轄の有無について直接管轄の基準によって判断するとの理解）によると、ドイツ人夫とオーストラリア人妻がドイツにおいて婚姻生活を送っていたが、婚姻関係が破綻し、妻は本国に戻り、オーストラリアの裁判所で離婚判決を得たという場合、その離婚判決はドイツにおいても承認されると考えられるが、日本では承認できないこととなる。ところ、夫婦の本国が共に肯定する婚姻の解消を第三国たる日本が否定することに意味はないと考えられ、疑問がある。他方、【乙案】①については、住所概念を厳格に解さなければ、従前の判例の立場と乖離するおそれがあり、別の見方をすれば、【乙案】①の管轄原因は広すぎるといえるかもしれない。(成蹊大学)

(2) いわゆる婚姻挙行地を管轄原因とすることの適否（注2）

【賛成】なし

【反対】裁判所、成蹊大学ほか

- ・ 婚姻挙行地であるというだけで日本の裁判所の管轄権を認めると、日本との関連性の乏しい事件についても広く管轄が認められる結果になりかねないし、訴訟運営上も、証拠調べ等に困難をきたすおそれがある。(裁判所)
- ・ 婚姻挙行地の概念については解釈の余地があり、明確な管轄原因であるともいえない。(裁判所)
- ・ 外国法制の中には、性交渉の不存在などを婚姻無効事由とするものもあり、そのような法律が準拠法となる場合、婚姻が成立したと主張されるよりも後の事情が婚姻の無効・取消事由となることがある。(成蹊大学)

(3) 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注3）

【賛成】裁判所

- ・ 緊急管轄についての一般的な規定を設けないことを前提とすれば、規定を設けることが望ましく、その際には「行方不明」等を例示することが相当である。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 【甲案】④及び【乙案】③の規定の前段部分（「当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」以外の部分）については、戸籍との関係が重要であることから、原告の住所が日本国内にある場合のみに限定せず、当事者のいずれかが日本の国籍を有している場合にも、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。（日弁連）
- ・ これまでの我が国の状況に鑑みれば、このような包括的な条項もやむを得ない。ただし、「著しく困難な」の内容によっては、その認定のための手続が重くなる可能性がある。（成蹊大学）
- ・ 個人にとって外国での訴訟提起は困難であるといえるから、「当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」とすると、容易に原告の住所地国の裁判所に管轄権が認められるとの誤解を与えかねず、不適切である。また、外国における訴訟を強いることが当事者間の公平を著しく害する場合も緊急管轄が認められる場合であることを規定すべきである。（個人）

(4) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注3）

【賛成】日弁連

- ・ 【甲案】は被告の応訴負担を考慮した見解であることを踏まえれば、被告に異議がない場合、原告の住所が日本国内にあることを条件に、日本の裁判所の管轄権を認めて良い。なお、原告の住所が日本国内にあることを要求すれば、日本との関連性を認めることができる。（日弁連）

【反対】裁判所

- ・ 国内法でも合意管轄等の規定は設けられていない。身分関係の形成または存否の確認を目的とする訴えについて一般の民事訴訟とは異なる規律を設けている我が国の法制を踏まえるべきである。（裁判所）

(5) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とする

ことの適否（注5）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）ほか

- ・ 世界中のいずれにも被告の住所が認められないという前提での規律であるとするれば、法制的観点から居所を管轄原因とすべきであるし、身分関係の当事者である被告の居所をも管轄原因とすることにより、原告の裁判を受ける権利の確保に資する一方、被告の応訴の負担もさして大きくないと考えられる。（裁判所）
- ・ ある者がある場所に一定程度滞在している場合に、それが住所と評価できるのか、居所と評価できるに留まるのかの認定には微妙な判断を強いられる場合があり、居所を管轄原因に加えれば、そのような場合の微妙な判断によって管轄権の有無が左右されることを避けることができる。（裁判所）
- ・ なお、居所もない場合又は知れない場合、訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）にも、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。（個人）

【反対】成蹊大学

- ・ 被告の居所を管轄原因とすると、応訴管轄を肯定することと実質的には等しいこととなる。（成蹊大学）

(6) 【甲案】②について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注6）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 国籍を基準として日本の裁判所の管轄権を認めるような判示をする下級審裁判例もあるが、その場合でも実際に日本の裁判所の管轄権が認められているのは、原告が日本に居住している場合であると指摘されているところであり、そのような実務の運用と親和的な提案である。（裁判所）
- ・ 身分関係の当事者双方が日本の国籍を有していたとしても、いずれの生活の本拠（住所）が日本にない場合にまで日本の裁判所の管轄権を認める必要はなく、国籍要件に加えて身分関係の当事者である原告の住所を要求することで日本との関連性を肯定することができる。（裁判所）

【反対】日弁連、成蹊大学、広島大学

- ・ ①身分関係の当事者双方が日本の国籍を有している場合、日本法が準拠法となること、②日本の国籍を有している者は、日本語を話すことが可能であることが予想され、通訳を介する必要がないことなどを踏まえれば、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるということができないときでも日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。また、【甲案】②は、双方国籍

という原告被告双方に平等な事由に基づいて我が国の裁判所の管轄権を認めるものであるところ、これに原告の住所が日本にあることを要求することは、被告にとってかえって不公平感を与えるものである。(日弁連)

- ・ 夫婦の国籍を基準とした管轄原因は、「原告は被告の法廷地に従う」の例外としての原告住所地管轄ではなく、独立した管轄原因として正当化できる【甲案】①とは異なる観点から正当化できる)ものである。(成蹊大学)
- ・ 国際私法と同じには論じられないが、国際私法の分野では伝統的に国籍を連結点としてきたことを踏まえ、原告の住所が日本国内にあることを要求せずに日本の裁判所の管轄権を認めて良いのではないか。(広島大学)

(7) 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否(注7)

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 原告が日本に戻って直ちに日本で裁判を提起した場合に、被告に日本で応訴を強いることは不適切という考え方もあり、諸外国の法制も参考にして、原告が1年以上日本に居住していることを要件として、原告の住所地を管轄原因とすべきである。(日弁連)
- ・ フォーラムショッピングの弊害や予測不可能な国での応訴を強いられる被告の負担を回避する観点から、日本で最低1年以上継続して居住していることを要件とすべきである。(大阪弁)

【反対】なし

(8) その他の意見

- ・ 【甲案】③について、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすべきことに賛成である。過剰管轄を防止すべきであり、原告の住所が日本国内にあることで、日本との関連性を肯定することができる。(裁判所)
- ・ 【甲案】③について、原告の住所が日本国内にあることを必要とすべきではない。【甲案】③は、最後の共通の住所地という原告被告双方に平等な事由に基づいて我が国の裁判所の管轄権を認めるものであるところ、これに原告の住所が日本にあることを要求することは、被告にとってかえって不公平感を与えるものである。(日弁連)
- ・ 【甲案】②及び【乙案】②について、日本の国籍を有しているからといって、被告の応訴負担が軽減されるわけではないため、このような管轄原因を設けるべきではない。(個人)
- ・ 【甲案】③について、被告が原告を遺棄した場合等、やむを得ない場合で

もないのに、このような管轄原因を設けるべきではない。(個人)

- ・ 【甲案】②及び③について、日本国籍を有し又は原告との最後の共通住所を日本に有した被告が、現在日本国内に住所を有しない場合、被告が日本とどの程度の生活上の関連性を有しているかは様々であることから、むしろ被告の意思を尊重すべきであり、被告が日本での裁判に同意をしていることを要求すべきである。なお、同意は書面によることを要し、訴え提起の3か月以内のものであることを要するとすべきである。(個人)

2 財産分与事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、財産分与事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）（注4）

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、申立人の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、相手方の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有しているとき

（注1）単位事件類型としての「財産分与事件」とは、財産の分与に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の4の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地の管轄を認める場合（前記1の（注2）参照）には、婚姻挙行地を管轄原因とする必要があるかにつき、引き続き検討する。

（注3）財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（相手方が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注5) 【甲案】①については、相手方の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、相手方の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6) 【甲案】②について、申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7) 【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることの管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(1) 申立人の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所

- ・ 1 (1)と同様である。(裁判所)

【乙案に賛成】大阪弁ほか

- ・ 【乙案】は【甲案】に比して管轄の有無の判断が明確にできること、財産分与が申立人を保護するための制度という側面を有することから、【乙案】を採用すべきである。管轄権の不当作出については特別の事情による申立ての却下で対応することができる。(大阪弁)
- ・ 財産分与は、その扶養的要素ゆえに、夫婦のいずれか一方の住所のある国の裁判所にも管轄権を認めるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)
- ・ 夫婦財産契約(16(5))と別にすべきではない。(広島大学)

(2) いわゆる婚姻挙行地を管轄原因とすることの適否(注2)

【賛成】なし

【反対】裁判所

- ・ 1 (2)と同様である。(裁判所)

(3) 財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方(注3)

【賛成】日弁連

- ・ 審判前の保全処分について日本の裁判所が本案について管轄権を有する場合にのみ管轄権を有するとされる可能性が高いことを踏まえれば、分与の対象となる財産が日本国内にある場合にも、財産分与(本案)について日本の

裁判所の管轄権を認めるべきである。日本国内にある財産について日本の裁判所の管轄権を認めることに問題は少ない。なお、それほど稀有な事例ではないと考えられるので、緊急管轄により救済を図るよりも、財産所在地の管轄原因を認めるべきである。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 財産分与は離婚又は婚姻の取消しの効果というべきであるから、それらの身分関係の訴えの管轄原因と異なる管轄原因を認めるべきではない。(裁判所)
- ・ たまたま日本国内に不動産を所有している場合や、日本国内に財産の一部しかない場合にまで日本の裁判所の管轄権が肯定されることになり、過剰管轄につながる。(裁判所)

(4) 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④）の可否及び規定の内容（注4）

【賛成】裁判所

- ・ 1 (3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

(5) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの可否（注4）

【賛成】日弁連

- ・ 1 (4)と同様に、相手方に異議がない場合、申立人の住所が日本国内にあることを条件として、日本の裁判所の管轄権を認めてよい。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1 (4)と同様である。(裁判所)

(6) 【甲案】①について相手方の居所を管轄原因とすることの可否（注5）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1 (5)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

(7) 【甲案】②について申立人の住所が日本国内にあることを要求することの可否（注6）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1 (6)と同様である。(裁判所)

【反対】日弁連，成蹊大学

- ・ 1 (6)と同様に、申立人及び相手方が日本の国籍を有している場合であれば、申立人の住所が日本国内にあるか否かに関わらず、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。(日弁連)
- ・ 1 (6)と同様である。(成蹊大学)

(8) 【乙案】①において、申立人の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否(注7)

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 1 (7)と同様に、申立人が1年以上日本に居住していることを要件として、申立人の住所地を管轄原因とすべきである。(日弁連、大阪弁)

【反対】なし

(9) その他の意見

- ・ 1 (8)と同様に、【甲案】③について、申立人の住所が日本国内にあることを必要とすべきではない。(日弁連)
- ・ 相続関係事件に次いで財産関係事件としての色彩が強く、また、財産所在地国で合意管轄により裁判を行うことがその執行のために便宜であることから、合意管轄((注4)のような管轄原因ではなく、通常の場合の合意管轄)を認めるべきである。(大阪弁)
- ・ 扶養関係事件について本国管轄を認めていないこととのバランスから、財産分与について本国管轄を認めるべきではなく、【乙案】②は削除すべきである。(個人)

3 年金分割事件の国際裁判管轄

【甲案】 厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件(注)の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 規定を設けないものとする。

(注) なお、請求すべき按分割合に関する処分(家事事件手続法別表第二の15の項)の根拠となる法律の規定が厚生年金保険法第78条の2第2項のみとなるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)の施行(平成27年10月1日)後であるが、便宜上、現段階でも同規定のみを挙げておく。

【甲案に賛成】個人

- ・ 日本の厚生年金に関する事件であるから、当然に専属管轄であるが、その旨の明文規定を設けるべきである。(個人)

【乙案に賛成】裁判所（ただし、【甲案】に賛成する意見あり）、日弁連、大阪弁ほか

- ・ 他に専属管轄と解される単位事件類型についても、専属管轄とする旨の規定を設けないとされているものが多く、それとの平仄からも、規定を設けないことが相当である。(裁判所)
- ・ 外国の裁判所でされた日本の年金の分割の裁判が、日本において一切承認されないとするのは不都合であり、より柔軟に年金分割が認められるようにしておくことが望ましい。(日弁連)
- ・ 厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件について、日本の裁判所が管轄権を有することは明らかであり、他方、外国の年金制度及び年金分割制度は多様であり得るので、解釈に委ねれば足りる。(大阪弁)

4 実親子関係事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）（注5）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係

の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。)の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消の訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第2号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

（注5）【甲案】③及び【乙案】②について、当該訴えにかかる身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとするか否かについては、引き続き検討する。

（注6）【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

- (1) 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1 (1)と同様である。(裁判所ほか)
- ・ 実親子関係事件においても、昭和 39 年判決に従った下級審判例がある。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 例えば、韓国に居住し妻を有していた父親が、妻と離婚せずに日本に渡り、日本で別の女性との間で子をもうけた事例において、当該子が韓国の家族関係登録簿に当該夫婦間の子として登録されることがあるところ、かかる事案において母子関係の不存在を裏付ける証拠の多くは日本国内に存在している。このような場合に日本の裁判所に管轄を認めないことは、身分関係の当事者である原告の裁判を受ける権利を侵害することになってしまう。他方、実親子関係事件においても当事者の本人尋問を行うことが欠かせないと考えられるから、被告の防御権が必ずしも侵害されるとは限らない上、被告の防御権の侵害が重大となる特段の事情がある場合には個別的に訴えを却下することで対応することができる。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)

- (2) 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】⑤及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注 2）

【賛成】裁判所

- ・ 1 (3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 1 (3)と同様である。認知の制度を有しない国で認知の訴えを提起することは著しく困難であるといえるところ、原告が日本国内に住所を有する場合のみならず、当事者のいずれかが日本の国籍を有している場合に戸籍の正確な記載のために日本で訴訟をする実際上の必要がある。また、日本法では嫡出推定の排除についての解釈が認知と密接な関連があるところ、この点について外国の裁判所が正確な理解をして判断することは困難であるため、認知の訴えを身分関係の当事者である被告の住所がある外国で提起することは著しく困難である。(日弁連)
- ・ いわゆる緊急管轄の規定が設けられない場合には、被告の住所がある国での裁判も不可能ではないが、子の福祉に鑑み日本で緊急に裁判を行うべき場

合についても「被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」に含まれる趣旨を明確化することが望ましい。(個人)

(3) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規定を認めることの適否
(注2)

【賛成】日弁連

- ・ 1(4)と同様である。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1(4)と同様である。(裁判所)

(4) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とする
ことの適否(注3)

【賛成】裁判所(ただし、反対する意見あり)ほか

- ・ 1(5)と同様である。(裁判所ほか)

【反対】なし

(5) 【甲案】③について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にある
ことを要求することの適否(注4)

【賛成】裁判所

- ・ 1(6)と同様である。(裁判所)

【反対】日弁連、成蹊大学、広島大学

- ・ 1(6)と同様である。(日弁連、成蹊大学、広島大学)

(6) 【甲案】③及び【乙案】②について身分関係の当事者の一方が日本の国籍
を有していれば足りるとすることの適否(注5)

【賛成】大阪弁ほか

- ・ 身分関係の当事者が日本の国籍を有する場合、戸籍に当事者の真実の身分関係を反映させる必要があるところ、この必要性は、当事者の双方が日本の国籍を有する場合であっても当事者の一方のみが日本の国籍を有する場合であっても変わらない。他方、日本の国籍を有していない当事者の利益は裁判所における事実認定の方法により自ずと保護されるはずであるし、被告の防御権の侵害が重大となる特段の事情がある場合には個別的に訴えを却下することで対応することができる。(大阪弁)
- ・ 実親子関係事件には戸籍の記載の訂正を目的とするものが多く含まれている。当事者双方が日本の国籍を有することを要求すると、子が本来は日本の国籍を取得するはずであるにもかかわらず、日本の戸籍に登載されない場合

などの救済に欠ける。他方、当事者の一方のみの国籍により管轄を認めることにより被告の利益が著しく害される場合や、当該当事者の日本の国籍が形骸化しているような場合には、特別の事情による訴えの却下により対処すればよい。(個人)

【反対】裁判所（ただし、賛成する意見あり）

- ・ 事件と日本との間の密接な関係を確保するため、身分関係の当事者の一方だけの国籍だけで常に足りるとするのは相当でない。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 当事者双方が日本の国籍を有するからといって、被告の応訴の負担が軽減されるわけではないから、当事者の国籍を管轄原因とすることは相当ではない。(個人)

(7) 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否（注6）

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは、1 (7)と同様に、その居住期間を1年以上とすべきである。(日弁連)
- ・ 訴訟を有利に進めるために一定期間だけ住所を日本におくことを防止する必要があり、かつ、一定期間日本で生活実態があるからこそ日本における証拠資料も生じるのだから、原告が一定期間日本で住所を有していたことを必要とすべきである。そして、EUにおける同様の立法例に照らし、その期間を1年とするのが相当である。(大阪弁)

【反対】なし

(8) その他の意見

- ・ **【甲案】④につき、**1 (8)と同様に、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに賛成である。(裁判所)
- ・ **【甲案】④につき、**1 (8)と同様に、原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに反対である。(日弁連)
- ・ 認知の訴え、親子関係の存否確認などは、被告となるべき者が死亡した後も訴えを提起することができるところ、その場合は、原告の住所が日本国内にあることを管轄原因とすべきである。(個人)

5 養親子関係事件の国際裁判管轄

(1) 養子縁組の成立を目的とする審判事件

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注）単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の 61 の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第一の 63 の項）をいい（「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものである。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

- ・ 当事者の一方の住所を管轄原因とすることは適切である。また、養子となるべき者の住所が外国にある場合であっても、養子縁組の成立後にビザが発給される場合などを考慮すれば、養親となるべき者の住所地において管轄を認める実務上の必要性がある。（日弁連）

【反対】個人

- ・ 審判例は、養親となるべき者又は養子となるべき者の一方のみが日本国内に住所を有する場合には、他方は日本の居所を有することを暗黙の前提としているから、このことを要求すべきである。（個人）

(2) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- 二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して「お

り、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）

④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき

⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）

② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき

③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいい（なお、離縁を目的とする訴え（後記(3)）は含まない（人事訴訟法第2条第3号参照）。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加

することにつき、引き続き検討する。

(注4)【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5)【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

ア 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1(1)と同様である。(裁判所ほか)
- ・ 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについては、婚姻・離婚に関する訴えと同様の規律とすべきである。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えと同様に、身分関係の当事者について裁判を受ける権利を保障する観点から、原告の住所地に管轄を認めるべきである。他方、被告の防御の利益については、特別の事情による却下により対応することができる。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)

イ 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】⑤及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注2）

【賛成】裁判所

- ・ 1(3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 1(3)と同様である。(日弁連)

ウ 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注2）

【賛成】日弁連

- ・ 1(4)と同様である。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1(4)と同様である。(裁判所)

エ 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否（注3）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）ほか

- ・ 1 (5)と同様である。（裁判所ほか）

【反対】なし

オ 【甲案】③について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注4）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1 (6)と同様である。（裁判所）

【反対】日弁連、成蹊大学、広島大学

- ・ 1 (6)と同様である。（日弁連、成蹊大学、広島大学）

カ 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否（注5）

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは、1 (7)と同様に、その居住期間を1年以上とすべきである。（日弁連）
- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは、4 (7)と同様に、その居住期間を1年以上とすべきである。（大阪弁）

【反対】なし

キ その他の意見

- ・ 【甲案】④につき、1 (8)と同様に、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに賛成である。（裁判所）
- ・ 【甲案】④につき、1 (8)と同様に、原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに反対である。（日弁連）
- ・ 【甲案】③につき、「当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しており、かつ、被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とし、【甲案】④につき、「当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の住所が日本国内にあり、かつ、被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とすべきである。（個人）

(3) 離縁を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、離縁を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、離縁を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「離縁を目的とする訴え」とは、離縁の訴えをいい（人事訴訟法第2条第3号参照。なお、後記(4)「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び後記(5)「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けた場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所

が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4)【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5)【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

ア 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1 (1)と同様である。(裁判所ほか)
- ・ 離縁を目的とする訴えについては、婚姻・離婚に関する訴えと同様の規律とすべきである。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 離縁を目的とする訴えは、婚姻・離婚に関する訴えのうち離婚の訴えに類似している上、離婚の訴えとは異なり、離縁を目的とする訴えにおいては財産分与がない。身分関係の確定の必要性をより重視して、原告の住所地に管轄を認めるべきである。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)

イ 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注2）

【賛成】裁判所

- ・ 1 (3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 1 (3)と同様である。(日弁連)

ウ 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注2）

【賛成】日弁連

- ・ 1 (4)と同様である。(日弁連)

【反対】裁判所

- ・ 1 (4)と同様である。(裁判所)

エ 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否（注3）

【賛成】裁判所（ただし，反対する意見あり）ほか

- ・ 1 (5)と同様である。（裁判所ほか）

【反対】なし

オ 【甲案】②について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注4）

【賛成】裁判所（ただし，反対する意見あり）

- ・ 1 (6)と同様である。（裁判所）

【反対】日弁連，成蹊大学，広島大学

- ・ 1 (6)と同様である。（日弁連，成蹊大学，広島大学）

カ 【乙案】①において，身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり，居住期間等の限定を加えることの適否（注5）

【賛成】日弁連，大阪弁

- ・ 原告の住所を管轄原因とするときは，1 (7)と同様に，その居住期間を1年以上とすべきである。（日弁連，大阪弁）

【反対】なし

キ その他の意見

- ・ 【甲案】③につき，1 (8)と同様に，身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに賛成である。（裁判所）
- ・ 【甲案】③につき，1 (8)と同様に，原告の住所が日本国内にあることを必要とすることに反対である。（日弁連）
- ・ 【甲案】②につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しており，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とし，【甲案】③につき，「当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の住所が日本国内にあり，かつ，被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることに書面で同意しているとき」とすべきである。（個人）

(4) 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

【甲案】 裁判所は，特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件（注1）に

ついて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

(注2)

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人（注4）の住所が日本国内に〕あるとき（注5）
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者でない申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

(注1) 「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件（家事事件手続法別表第一の64の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、それらの者の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 日本法では、養子のみがこれに当たる。

(注5) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注6)【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

ア 身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

【甲案に賛成】裁判所ほか

- ・ 1 (1)と同様である。(裁判所ほか)

【乙案に賛成】なし

【その他の意見】

- ・ 現時点で、【甲案】及び【乙案】についての賛否は述べない。(日弁連)
- ・ 仮に特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件を離縁を目的とする訴えと分けて規律するのであれば、【乙案】に賛成する。(大阪弁)
- ・ 特別養子縁組の離縁は、とくに子の利益を保護する必要があるから、親権者の指定と同様に子の住所を原則的な管轄原因とし、養子が申立人となる場合に限り、養親の住所を管轄原因とすべきである。(個人)

イ 緊急管轄に類する規律に係る規定（【甲案】④及び【乙案】③）の要否及び規定の内容（注2）

【賛成】裁判所

- ・ 1 (3)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

ウ 【甲案】①について身分関係の当事者（申立人を除く。）の居所を管轄原因とすることの適否（注3）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1 (5)と同様である。(裁判所)

【反対】なし

エ 【甲案】②について身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要求することの適否（注5）

【賛成】裁判所（ただし、反対する意見あり）

- ・ 1 (6)と同様である。(裁判所)

【反対】日弁連、成蹊大学、広島大学

- ・ 1 (6)と同様である。(日弁連、成蹊大学、広島大学)

オ 【乙案】①において、身分関係の当事者である申立人の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否（注6）

【賛成】日弁連、大阪弁

- ・ 申立人の住所を管轄原因とするときは、1(7)と同様に、その居住期間を1年以上とすべきである。（日弁連、大阪弁）

【反対】なし

カ その他の意見

- ・ 諸外国の法制によっては、養子縁組と特別養子縁組のいずれと考えるか困難な制度もあり得ることを考慮し、離縁を目的とする訴えと特別養子縁組の離縁を目的とする審判とを同一の単位事件類型とすべきであるとする意見があった。（裁判所）
- ・ 普通養子と特別養子の区別は日本の民法を前提としたものであり、外国の法制度がこれに対応しているとは限らない。そのため、普通養子の離縁を目的とする訴えの国際裁判管轄と特別養子の離縁を目的とする審判の国際裁判管轄とは、同一の規律とすべきである。（日弁連、大阪弁）
- ・ 1(4)と同様に、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めるべきである。（日弁連）
- ・ 【甲案】③につき、1(8)と同様に、申立人の住所が日本国内にあることを必要とすべきではない。（日弁連）
- ・ 家事事件手続法は、普通養子縁組と異なり、子の利益を保護する必要性から、特別養子の離縁を非訟事件とする。そのため、特別養子縁組の離縁を訴訟事件と同様に扱うべきではない。（個人）
- ・ 【甲案】②につき、「当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しており、かつ、被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることを書面で同意しているとき」とし、【甲案】③につき、「当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の住所が日本国内にあり、かつ、被告が訴え提起より3か月前までに日本の裁判所の管轄権を認めることを書面で同意しているとき」とすべきである。（個人）

(5) 死後離縁を目的とする審判事件

裁判所は、死後離縁を目的とする審判事件（注）について、当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは、管轄権を有するものとする。

(注) 「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件(家事事件手続法別表第一の62の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

- ・ 死後離縁については、相手方の死亡時の住所地のほか申立人の住所地の管轄を認めるのが合理的である。(日弁連)
- ・ 死後離縁の適否については、申立人の住所地において最も適切に判断することができるほか、死亡した当事者の一方の住所地においてもその判断に必要な資料を収集し得る場合がある。(大阪弁)
- ・ 死後離縁の許可は、生存当事者からの道義に反する離縁を防止するためであるから、生存当事者の住所地又は死亡した当事者の最後の住所地の管轄を認めるべきである。(個人)

【反対】なし

6 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。)(注1)について、子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。(注2)

(注1) 単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」とは、①子の監護に関する処分の審判事件(家事事件手続法別表第二の3の項)、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件(同法別表第二の7の項)、③親権者の指定又は変更の審判事件(同法別表第二の8の項)、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件(同法別表第一の65の項)、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(同法別表第一の66の項。なお、後記7において【甲案】を採用する場合は、この単位事件類型からは除外される。)、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件(同法別表第一の67の項)、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件(同法別表第一の68の項)、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件(同法別表第一の69の項)、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(同法別表第一の132の項。後記16(6)参照)をいい(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることを想定している。)、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 子の監護又は親権に関する審判事件については、同事件について管轄権を有する国において審判がされている場合において、将来、子が外国に行くことが予定されているときに、あらかじめ当該外国においても同内容の審判を得るためにされる申立てについて合意管轄を認めるべきか否かについては、引き続き検討する。

(1) 試案について

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学、立命館大学（ただし、少数意見あり）ほか

- ・ 子の監護又は親権に関する審判事件について、子の住所を管轄原因とすることは適切である。（日弁連）
- ・ 子の監護又は親権に関する審判事件は、裁判所が子の福祉を考慮して後見的立場から迅速に判断する必要があるから、子の住所を管轄原因とすることは適切である。①親による日本からの子の連れ去り及び日本への連れ込みが生じた場合及び、②子の住所が日本国外にある場合に日本の裁判所に管轄を認めるべきときについて、管轄の有無を一律に決することは不適切であるから、特別の規律は要しない。（大阪弁）
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約との整合性を考えると、子の住所ではなく常居所を管轄原因とするのもよいのではないかとの意見もあったが、条約の適用事案にあわせる必要はなく、日本の国際裁判管轄法制にあわせるべきであるとの意見が多数であった。（立命館大学）
- ・ 子の住所地国では離婚を禁止しているために離婚後の親権を定める裁判をすることができないというような事態も考えられるが、そのような場合には緊急管轄で対応すれば良い。（個人）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 「住所」を管轄原因とすることは妥当であると考えるが、ハーグ国際私法会議の条約では管轄原因として「常居所」を掲げていることに留意すべきである。（広島大学）

(2) 合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否（注2）

【賛成】日弁連

- ・ 子の住所や居所の変更が予定されている場合においては、住所や居所の変更後についても争いを未然に防止するための裁判等が求められることがあるほか、子の住所地で裁判を行うことが困難な場合もあるため、柔軟に子の福祉に関する判断ができるようにすべきである。また、(注2)における「管轄権を有する国において審判がされている場合」については、裁判外の調停等、

何らかの交渉が行われていれば十分であることを内容とすべきである。(日弁連)

【反対】裁判所（ただし、賛成する意見あり）

- ・ 試案の補足説明（第1の6(1)イ）に記載してあるような必要性があるとは考えられない。住所地や居所が日本にない子の監護に関する事項について日本の裁判所が適切な事実の調査を行うのは困難である。(裁判所)

(3) その他の点についての意見

- ・ 規定に盛り込むか否かは別として、子の監護に関しては、子の保護のために暫定的に早急の判断をする必要がある場合が考えられるため、裁判所が暫定的な例外的緊急措置をすることができると考えるべきである。(日弁連)
- ・ 子の財産が日本国内に所在する場合には子の財産についてのみ親権者指定の管轄を日本に認めるという考えについても検討してはどうかとの意見もあった。この点については、併合管轄で対処できる可能性も残る。(立命館大学)
- ・ 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件は、当該訴えと不可分の関係にあるから、当該訴えの管轄が日本の裁判所に認められる場合には特別代理人の選任の審判事件についても管轄が認められる旨の明文の規定を置くべきである。(個人)
- ・ 父が完全に養育を放棄し、親権者として適格性を欠くことが明らかであったうえ、子の住所地国においては父母の協議離婚が承認されず、国際的に不統一な婚姻関係にあった事案において、離婚後の親権者指定事件において相手方の住所地管轄を原則とする旨を述べた下級審判例があるが、このように特殊なケースでは、緊急管轄（試案第2の4）の規律に委ねるべきである。(個人)

7 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（注1）について、当該子の住所又は管理の対象となる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件」とは、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第一

の 66 の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを
含む趣旨である。

(注2)【乙案】を採用する場合、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判
事件は、前記6に含まれることとなる(前記6(注1)⑤参照)。

【甲案に賛成】大阪弁

- ・ 日本国内に所在する財産の管理が必要な場合は、当該子が日本国内に居住
していない場合であっても、日本の裁判所が管理人の選任に適した裁判所で
ある。(大阪弁)

【乙案に賛成】裁判所(ただし、【甲案】に賛成する意見あり)、日弁連ほか

- ・ 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄に含まれると解するこ
とで足り、財産所在地を管轄原因とする必要はない。(裁判所)
- ・ 極めて稀な事態であるから、先例の集積を待って必要な規律を定めるべき
である。(日弁連)
- ・ 子の住所が日本国内にない場合に日本の裁判所に管轄権を認めるべき場合
は極めて稀である。(個人)

8 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄(注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「都道府県の措置についての承認等の審判事件」とは、
都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入
所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件(家事事
件手続法別表第一の127の項)、②都道府県の措置の期間の更新についての承認の
審判事件(同法別表第一の128の項)をいう。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学

- ・ 都道府県の措置についての承認等の審判事件は行政的な措置についての審
判に関するものであって、私的事件とは管轄の考え方が異なるというべきで
あるから、あえて明文の規定を設けることは不適切である。(日弁連)
- ・ 現在、都道府県の措置については、問題なく運用されており、特に規律を
設ける必要はない。(大阪弁)

【反対】個人

- ・ 日本の児童福祉法による要保護児童の保護措置に関する事件であるから、
日本の裁判所の専属管轄に属することを明文で規律すべきである。(個人)

9 扶養関係事件の国際裁判管轄

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。）（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人となる場合を除く。）の住所が日本国内にあるとき
- ② 扶養権利者となるべき者（子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子）の住所が日本国内にあるとき

（注）単位事件類型としての「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。）」

（扶養義務の準拠法に関する法律第1条参照）とは、①扶養義務の設定（家事事件手続法別表第一の84の項）、②扶養義務の設定の取消し（同法別表第一の85の項）、③扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第二の9の項）、④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第二の10の項）、⑤夫婦間の協力扶助に関する処分（同法別表第二の1の項）、⑥婚姻費用の分担に関する処分（同法別表第二の2の項）、⑦子の監護に要する費用の分担の処分（同法別表第二の3の項）の各審判事件をいい（なお、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（家事事件手続法別表第二の16の項）は、含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【賛成】日弁連、大阪弁、成蹊大学ほか

- ・ 扶養権利者にとって便利な地において審判を求めることができるようにすることが社会的な要請である。（日弁連）
- ・ 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件について、子の住所を管轄原因とするほか、子の住所が日本国内になくても監護者の住所が日本国内にあればよいこととなるため、子の保護に資する。（大阪弁）
- ・ 傍系血族間での扶養請求などの場合には扶養権利者の住所地管轄を認めることが相手方にとって酷なこともありうるが、そのような場合には特別の事情による訴えの却下により対処すれば足りる。（個人）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ ①扶養義務者が申立人となる場合に扶養義務者の住所が管轄原因とならないことを明文で規定すべきである。②子の監護に要する費用の分担の処分を目的とする事件については、現に監護者が子を監護している場合を想定しているから、申立人の住所と別に子の住所を管轄原因とする必要はない。③生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件は、日本の裁判所の専属管轄に属することを明文で規定すべきである。そのほかの点は概ね試案に賛成する。(個人)